

虐待事例に表われる障害と貧困

—家族の脆弱性という視点から

藤原 里佐

はじめに

- 1 複合的困難としての虐待
- 2 家族の脆弱性
- 3 障害との重なり

おわりに

はじめに

「不幸は雁のようにやってくる」—学生時代、社会福祉問題の当事者となるメカニズムをこうした表現で説明されたことが今も印象に残っている。その時から30年を経て、「再生産」「連鎖」は、家族の問題を読み解く鍵となり、一方で、それは仕方がないこととして容認されてきた感もある。貧困、虐待、家族関係の不和等は偏在し、縦軸で見ると世代間で継承されている。家族に生じるトラブルは、それが解決しないままに新たな問題を招き、重なり合うことで、解決の糸口はますます見えなくなる。

筆者はこれまで、貧困と障害が接近するリスク、社会的養護の対象となる子どもの障害比率が高いことに着目してきた⁽¹⁾。母子家庭の形成、養育者の育児困難、虐待等によって施設入所をする子どもの中に知的障害児が多いことは、その家族の抱える問題の多様性と深刻さを表していると言える。経済的な問題、夫婦間の不和、家庭内のトラブルに加えて、子どもに障害があるということは、育児という営みをより困難なものにする。それはまた、障害児の養育者が、家族間の葛藤、経済的不利、地域での孤立等によって、育児役割を十分に果たすことができない状況に陥ることでもある。

家族の生活を物理的にも精神的にも不安定にさせる種々のできごとは、何が先行し、どのような機序で起きたのかという分析がなじまないのではないだろうか。原因と結果は相互に影響を及ぼし、不利が累積されていくと考えられる。同時進行する複数の問題に対処するための力が家族には蓄え

(1) 藤原里佐「障害児者の貧困をどうとらえるか—重なり合う困難という視点から」貧困研究5 明石書店 2010年。『母子生活支援施設における発達障がい児等の支援に関する調査研究』財団法人子ども未来財団 2008年。

られておらず、むしろ、力を削がれていく傾向が見られる。

本稿では、児童虐待の発見、相談、支援の過程で明らかになった「障害との重なり」の事例を中心に、養育者の抱える不利の諸相を見ていきたいと思う。

1 複合的困難としての虐待

本論文は、厚生労働省科学研究H20～21年度「子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」（研究代表松本伊智朗）に基づくものである⁽²⁾。調査は、A県の児童相談所における、5歳、10歳、14～15歳の平成15年度虐待受理ケース129の記録を研究メンバーが児童票より転記し、個人情報の保護が可能な119例を整理した上で分析するという方法をとった。調査時の平成20～21年度に、平成15年度の記録を抽出した理由は、虐待相談の受理から5年を経過した段階で、ケースの終結や継続の状況を考察できると判断したことによる。

児童虐待の背景には、家族の抱える複合的な問題があること、とりわけ、家族形成期の不利、経済的困窮と関係していることは、すでに指摘されていたところであるが⁽³⁾、本調査においてもそれは顕著であった。

児童票には、虐待相談として受理されて以降の、面談、電話、通報、関係機関との協議等々の記録が残されている。養育者との面談記録はもとより、虐待通報者からの電話内容、近隣から寄せられた家族に関するメモ、祖父母の連絡先等々、種々の情報が添付されていた。終結までの期間が長い場合には、数年分にも渡る家族の歴史がそこに詰まっており、情報量も相当なものであった。面談時の聞き取りや関係者の証言によって明らかにされた、受理以前の生活状況も含め、時系列に整理してみたところ、それが仮に単独で発生したとしても、家族には大きな負担となるできごとが、間をおかずに次々と起こり、重なり合うことで問題の解決が遠ざかるというパターンが見られた。

そうした中で、筆者が特に注目したことは、虐待事例における障害をもつ子どもの比率と、養育者自身が障害を有している割合の高さである。本調査の119事例の中で、56例が当該児童に障害があり、48例はきょうだいに障害がある。当該児童ときょうだいの両方に障害がある事例は33であり、きょうだいにのみ障害があるのは15例である。つまり、71事例は、障害を持つ子どもを養育していることになる。さらに、養育者が知的障害、発達障害、その他の疾病・障害がある（精神障害を除く）事例は40に上り、子どもの障害とも重複する。家族に障害児者がいない事例は119例中26となり、障害の偏在化が明らかであった⁽⁴⁾。

経済的な困窮、家族関係の不和は、育児という協働作業の妨げとなり、それが虐待の要因になる

(2) 松本伊智朗編『子ども虐待と家族―「重なり合う不利」と社会的支援―』明石書店 2013年。「子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究」平成20・21年度厚生労働科学研究報告書 2010年。

(3) 松本伊智朗編『子ども虐待と貧困―「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店 2010年。上野加代子編『児童虐待のポリティクス』明石書店 2006年。

(4) 藤原里佐「複合的な困難という視点からみる虐待と貧困」同掲書2 pp.61～76。

ことは周知のことであるが、そうした状況下に障害を持つ子どもが誕生していること、養育環境の著しい不良が、新たな障害を誘引していることが浮き彫りになった。

図表 1 全119例の虐待種と年齢

	5歳	10歳	14-15歳	件数
身体的虐待	22	13	11	46
ネグレクト	23	13	19	55
心理的虐待	3	1	6	10
性的虐待	1	1	6	8
	49	28	42	119

2 家族の脆弱性

(1) 家族関係の変動

本研究の調査段階で研究メンバーが実感したことの一つは、家族関係の流動性である。全事例の中で、養育者のどちらかが離婚を経験しているのは77.3%であった。受理時の状況では、ひとり親世帯52、ふたり親世帯62、二人親世帯+祖父母世帯2、その他世帯3である。ふたり親世帯のうち29は、ステップファミリーである。障害をもつ子どものいる世帯でみると、受理時のひとり親世帯24、ふたり親世帯30、ふたり親+祖父母世帯が2である。ふたり親世帯は、ステップファミリーである可能性も高く、9例は継父・継母による虐待であった。

戸籍上、住民票上の家族関係と、実際の親子関係、同居者が不一致のものも散見された。記録されている情報からは、養育者の婚姻状況や同居者を把握しきれない事例もあり、こうした複雑な家庭事情が障害をもつ子どもを取り囲んでいることになる。虐待相談の前、受理后、終結前後を通して、家族構成員の変化が多く、離婚、再婚、ステップファミリーの形成等のできごとが、いつ起きているのか、非常にわかりにくく、虐待相談として受理された時点と、終結した時点では、家族関係が変わっている例がほとんどであった。たとえば、虐待相談として受理した時点で虐待者が継父であった例では、継続指導の途中に離婚によりひとり親世帯となり、その後母親の再再婚により新しい継父との同居が始まり、その継父からも虐待を受けていたというように、継父が誰をさすのか、同居者は誰なのか、家族関係の情報を正確に知ることが困難な事例もあった。

虐待が起きた時点には夫婦世帯であっても、児童相談所の介入が始まった時点では離婚しており、児童の施設入所が決定した段階では再婚しているというように、比較的短期間で養育者が変わることは、住居の移転や転校に伴い、虐待への対応が安定しないという事態を招いている。面談の取りやめ、家庭訪問時の不在、音信不通、住民票と居住実態の齟齬などが発生し、虐待相談受理后から時間が経過してしまい、その間に家族の問題が深刻化していくという傾向が見られた。

さらに、家族に起きている悩みや困難は、虐待者自身が子ども期に経験しているという点も注目すべきである。養育者自身の生活歴にも、経済的問題、家族不和、社会関係からの孤立等が見られ、定位家族の問題が解消されないまま、生殖家族において、借金、多重債務、近隣とのトラブル、家族の疾病・障害などの困難を経験している。すなわち、虐待の連鎖、再生産ということにとどまら

図表 2 家族が直面する「不利」

定位家族 貧困 借金 家族内不和 離婚 再婚 失業・失職 多重債務 頻繁な引越 養育者の事故・傷病 薬物依存 DV	
生殖家族 ◇出産前後 不望妊娠 妊娠中の離婚 認知の不可 子ども誕生直後の離婚 生物学的父親と戸籍上の父親の相違	
◇育児期 親族間とのトラブル 夫婦間での離婚・再婚の繰り返し 多子 DV 失業・失職 多重債務 借金 子どもの障害 不登校	

ず、家庭内の暴力や生活困窮、生活スキルの未熟さ、不安定な消費行動こそが、祖父母世代から親世代に継承され、家族の生活基盤を脆いものになっていると言える。

(2) 経済的不利

家族関係の流動性と並び、家計の困窮は、養育者の育児態度、そして子ども自身の成長発達に大きな影響を与えると考えられる。今日の子ども虐待問題は貧困を背景としていると指摘される通り⁽⁵⁾、貧困は、家族に派生する種々の問題への対応力を弱め、事態の深刻化・複合化を招く。

本調査では、家庭の経済的基盤をいくつかの指標で整理することを試みているが、世帯の年収、課税状況は、記録上不明な場合や、流動的な面が多いことも特徴的である。ただし、「非課税世帯・生活保護世帯」が、全体の44.5%、養育者が返済に困る借金・債務、破産、経済的困窮、生活保護受給のいずれかを経験している家族は72.3%に上る。

図表 3 は障害児56例の課税状況と経済的状态に関する記述を抽出したものである。虐待相談受理の前後に、生活保護を受給している世帯が28件、負債有は18件であった。さらに、虐待相談以前の生活保護受給歴、借金の経験も多い。

養育者が経済的不利を負っている背景には、就労選択や機会の限定、特に、母子世帯にとっては育児との両立が困難であることや、子どもの体調不良、障害症状などが親の働き方を規定するという問題もある。母子世帯の母親が子どもの預け先を確保できないまま、深夜まで飲食店で就労するなど、働く条件がきわめて不利である。その一方、ギャンブルへの依存、家賃・保育料の滞納、多重債務など、家計管理がうまくできない状況も虐待事例には少なくない。安定した収入がないこと

(5) 同掲書 2 p.23.

図表3 障害をもつ56例の経済的状況

年齢	種別	住居	課税状況	これまでの保護歴	生活の状況	
1	5	身体	不明	—	—	母子世帯 母風俗店で就労し収入あるがホストにつき込み借金
2	5	身体	賃貸	生保	有	母子世帯 借金による精神的不安あり
3	5	身体	賃貸	—	無	母子世帯 母ダブルワーク
4	5	身体	公住	—	有	母子世帯 母体調不良 本児出生の頃借金とDVあり
5	5	身体	賃貸	—	無	所得不明 保育料滞納
6	5	身体	公住	生保	有	養育費月額3万 負債800万→自己破産
7	5	身体	賃貸	生保	有	母子世帯 負債500万円 母夜間飲食店勤務
8	5	身体	一軒	課税	—	—
9	5	身体	—	非課	—	—
10	5	身体	公住	生保	有	—
11	5	身体	賃貸	不明	—	父月収20万円
12	5	身体	間借	不明	無	トラック運転手の父、事故により借金 退職 父方実家生保
13	5	身体	公住	—	—	ステップファミリー
14	5	ネグレクト	賃貸	生保	有	ステップファミリー 負債有 家賃滞納 車中の生活
15	5	ネグレクト	公住	生保	有	母子世帯 母無職
16	5	ネグレクト	公住	生保	有	母子世帯 実母の入院による一時保護
17	5	ネグレクト	不明	生保	—	DV
18	5	ネグレクト	公住	—	無	準保護世帯 父出稼ぎ先でケガをし仕送り途絶える 家族食事に事欠き、学校からの差し入れうける
19	5	ネグレクト	一軒	—	無	父季節労働者 年収240万円 保護申請有
20	5	ネグレクト	公住	生保	有	住居不衛生 子ども不潔
21	5	ネグレクト	賃貸	—	—	母子世帯 母夜間飲食店勤務 家賃滞納
22	5	ネグレクト	賃貸	—	無	父出稼ぎ 母風俗 負債有 昼間子どもだけの生活
23	5	ネグレクト	公住	—	無	父ギャンブルによる借金 月収20万円 欠食
24	5	ネグレクト	公住	生保	有	多子
25	5	ネグレクト	一軒	不明	有	公共料金滞納 保育料滞納により子ども退所 父月収15万円
26	5	心理	—	課税	有	離婚後に復縁 母自己破産 父借金
27	5	心理	賃貸	—	—	経済的問題なし
28	5	心理	賃貸	課税	—	ステップファミリー 父ガソリンスタンド店員
29	10	身体	公住	—	—	離婚後 内縁の夫と同居
30	10	身体	公住	—	有	両親離婚後、父子家庭 生保
31	10	身体	一軒	生保	—	父のDV 母子家庭 母子ホーム退所後母の交際相手宅で生活
32	10	身体	賃貸	生保	—	前々夫からの暴力
33	10	身体	一軒	—	無	所得不明 母新聞配達85,000円
34	10	身体	マン	課税	無	父会社員 DV有 母精神疾患
35	10	身体	賃貸	不明	—	継父中卒建設作業員 4子
36	10	身体	賃貸	生保	—	サラ金 父出稼ぎ
37	10	ネグレクト	公住	生保	有	母子世帯 サラ金 公共料金の未払い 母無職 知的障害 家計管理困難
38	10	ネグレクト	賃貸	生保	—	ステップファミリー 前夫5千円から1万 前々夫5千円の養育費
39	10	ネグレクト	賃貸	生保	—	母子世帯 夜間のパート勤務
40	10	性的	公住	生保	有	ステップファミリー
41	14	身体	マン	生保	有	父DV有
42	14	身体	公住	不明	無	ステップファミリー
43	14	ネグレクト	公住	非課	—	ステップファミリー 母DV後遺症
44	14	ネグレクト	賃貸	生保	有	母障害有
45	14	ネグレクト	賃貸	生保	有	母子世帯 母パチンコ店店員 実父知的障害の疑い
46	14	ネグレクト	公住	非課	—	母子世帯 母知的障害 家賃滞納 給食費滞納
47	14	ネグレクト	一軒	—	有	母子世帯 多子 トラブルによる転居多い ライフラインストップ
48	14	ネグレクト	公住	生保	有	多子
49	15	ネグレクト	賃貸	生保	—	母子世帯 母知的障害 負債有 金銭管理困難カードローンあり
50	15	ネグレクト	賃貸	生保	有	母子世帯 頻繁な転居 母疾病
51	14	心理	公住	不明	—	—
52	15	心理	公住	不明	—	母飲食店勤務手取り16万 異父姉月額2万家計へ
53	15	心理	賃貸	生保	—	—
54	14	性的	公住	生保	有	多子 DV 実父継父共に虐待者
55	14	性的	公住	生保	有	ステップファミリー 失業と借金 市営住宅
56	15	性的	公住	生保	有	母子世帯

*—は、資料に記載なし

*住居：賃貸-賃貸アパート、マン-マンション、一軒-一戸建住宅、公住-公営住宅

と、計画的な支出ができないことは借金を生み、子どもの育ちを保障するための衣食住にも事欠くことになる。

事例に集約されている家族の生活歴を見ると、一つの問題が解決しないまま、新たなトラブルが発生し、不安や困窮は累積されていく。また、一つの困難は、さらにもう一つの新たな問題を招き、原因と結果が相互に作用しあっていく構造である。たとえば、出稼ぎ中の父親のけがは失業を生み、家計の逼迫は夫婦間の摩擦と借金をもたらし、家庭内不和は母親の家出とネグレクトを招いていた。しかし、ネグレクトという現象面から家族を見ていこうとするときには、家庭には、生活困窮・父親の障害・離婚の協議・子どもの不登校が既に起きており、これらの問題の何が原因であり、結果であるのかは曖昧となる。そして、この曖昧であることの含意は、家族が包括的な困難に見舞われているということであり、不登校、夫婦関係、障害、貧困の各領域に分断して対処するのみならず、家族が直面している「層」としての問題を理解することが重要である。

3 障害との重なり

(1) 潜在化する子どもの障害

被虐待児の障害に関しては、虐待の結果として障害に着目した研究がみられるが⁽⁶⁾、障害をもっている子どもに対する虐待という観点の先行研究は少ない。前者においては、頭を強く殴打されたことで、脳にダメージが起これば後遺症が残った場合や、欠食・栄養不良による低成長、発達遅延などのように、虐待が障害の要因・原因となることへの警鐘が鳴らされている。一方、子どもが障害を有している、障害の疑いをもっていることが、虐待を誘発するリスクについては、問題として表面化せず、虐待者の虐待認識からもそれを特定することはできない。本調査においても、養育者

図表4 障害56例の虐待種と年齢

	5歳	10歳	14-15歳	件数
身体的虐待	13	8	2	23
ネグレクト	12	3	8	23
心理的虐待	3	0	3	6
性的虐待	0	0	4	4
	28	11	16	56

図表5 子どもの障害種

	5歳	10歳	14-15歳	件数
身体障害	1	0	3	4
知的障害	13	7	10	30
発達障害	13	2	3	18
自閉症	3	1	0	4
	30	10	16	56

(6) 杉山登志郎『発達障害の子どもたち』講談社現代新書 2007年。

が子どもの知的遅れや発達上のつまずきを認識した上で虐待に至ったのではなく、障害の潜在化が、育児困難や育児ストレスを高めているという事例が多く見られた。

本調査では5歳の57.1%、10歳の42.9%、14～15歳の38.1%、全体の47.1%の子どもの障害があり、5歳では、半数以上の子どもに障害があり、障害に起因する何らかの症状をもっている幼児をケアすることの困難性が窺える。

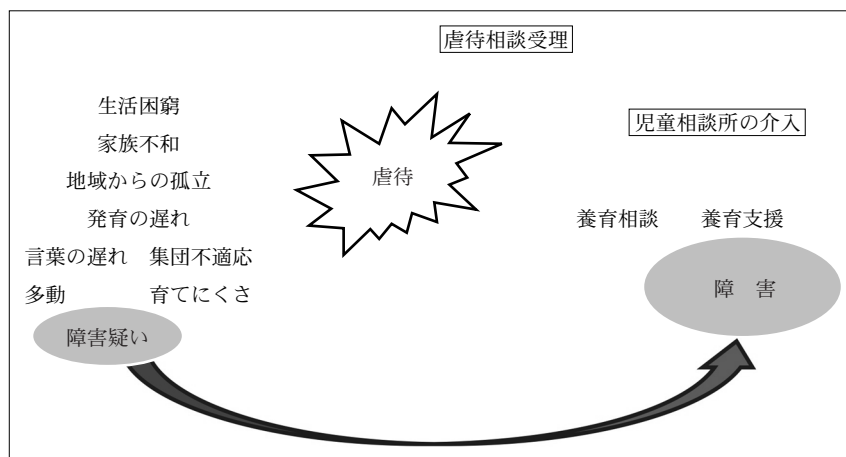
そして、家族が多面的、複合的なトラブルを抱えていることは、子どもの問題を矮小化し、障害を潜在化させることにもなる。発育の心配、言葉の遅れ、発達障害の症状が表れていたとしても、養育者が子どもに関わる余裕を失っていたり、他の問題の深刻さに埋もれたりなど、障害の発見と対応が遅れる傾向がみられる。子どもの発達上のつまずきや不適応が障害に由来するものとは認識されていないことや、障害に気づきながらも、どのように対応すべきかが分からないまま時間が経過していく。

また、それは、障害を持つ子どもにとって、言語習得、社会経験、個別の学習支援などの環境から疎外され、早期療育や集団適応訓練の機会から排除されることにもつながる。1.5歳健診、3歳児健診において、言語の遅れ、運動能力の弱さなどが指摘されたとしても、家族メンバーの一人がそこに付き添い、療育機関などに繋がるだけの時間的余裕、交通費などの費用、養育者の意識が整わないという実態がある。すなわち、子どもの言語面、発育面、知的発達面などの心配を養育者自身が抱えていたり、周囲から気づきを与えられた場合においても、それへの対処が優先されにくい種々の事情によって、子どもの問題が取り残されていくのである。このような家庭環境の中で、子どもの成長・発達に関する不安や悩みは周辺化し、親が直面しているできごとの処理や展開の陰で、子どもの障害が小さくされているものと思われる。

14～15歳のネグレクトに障害児が高率であるが（図表4）、「虐待の発見」までの期間、子どものみの生活、不登校、欠食、不衛生などが生じており、子どもの発達の機会が著しく侵害されたことによる不利益は大きい。

子どもの障害が判明した時期、障害の疑いが生じた時期については、記録上不明なケースもあり、

図表6 障害の潜在化と顕在化



障害者手帳を所持していることのみが記されているものもある。判定年月日や障害名は不明であるが、子どもに障害に関する記述があり、特別支援学級に所属していることから、受理時点で障害児であることが推察される事例も見られた。また、図表6で示したように、受理時には、障害が「発見」されていない場合でも、児童相談所の虐待に対する介入を契機に、子ども自身の発達上の問題が顕在化する場合も少なくない。子どもをしっかりと観察する機会が与えられたことにより、言葉の遅れが知的障害に基づくものであることが判明したり、多動性は発達障害に由来することが分かってくる。それは、虐待相談受理前においては、子ども自身の問題が可視化されにくく、あるいはそこに注意が払われていなかったことの裏返しでもある。生活環境のめまぐるしい変化や、家族関係の変動の中では見落とされていた障害が、一時保護、施設入所、就学相談によって、家族以外の大人が十分に関わる中で、明らかになるのである。

本調査から与えられた知見は、障害を持っている子どもが虐待を受けやすい、あるいは、障害児の親は子どもを虐待するリスクが高いということではない。虐待の背景には、被虐待児の障害や養育上の難しさのみならず、養育者の障害が重なっている傾向や、育児という営みを阻害する生活困窮、家庭不和等、家族が抱える複合的な不利があるという点を十分理解する必要がある。

(2) 養育者のSOS

育児に対する養育者の不安や負担感が、不適切なかかわりに発展することは、障害をもつ56事例にも当てはまっていた。養育者のSOSは、その切実さが必ずしも周囲には伝わっていない、受け止められていないことが示唆された。障害という認識や、その疑いをもつ前の段階で、子どものケアをすることの大変さ、子どもの言動に対する漠然とした心配、躰の難しさ等々が表現されている。それは、子どもに対する乱暴な指示となり、不適切なかかわりとなり、あるいは育児に対する愚痴や悩みとしても表れている。こうしたSOSは、保育所や学校、子どもの預け先である親族、知人にも向けられているはずである。

56例の中で、児童虐待の相談受理以前に、しつけや発達の相談がなされているケースもあったが、その時点での、障害が疑われる子どもと家族への支援は、観察期間を設けることや、他機関への紹介が中心であった。子どもの障害が告知される前後における養育者への支援は、いわゆる心のケア、障害受容などが重視されてきたが、障害の疑いが生じた時点で、すでに養育者の負担感やストレスが募っていることがわかる。

図表7は、虐待相談受理以前に児童相談所とのかかわりがあった事例の概要であるが、養育者が子どもの施設入所を希望するなど、在宅でのケアが限界にあることが吐露されているものも少なくない。

子どもが多動であることや、指示理解が遅いことを障害とは認識しないまま、より厳しいしつけや体罰によって対処していた事例や、知的発達の遅れという障害特性を養育者が理解しないまま、子どもに無理なことを要求し、子ども自身もパニックを起し、親もそれによってますます感情的になるという悪循環が見られた。前述したように、家族メンバーの流動性が高いことは、子どもの障害理解にも負の影響が表れることは必至である。母親の再婚により、継父が障害を認識しないまま、子どもの生活態度を力づくで改めようとしたり、体罰を与えたりするなど、障害の知識や適切

図表 7 養育相談・障害の相談が先行していた事例

子どもの年齢・障害	虐待相談前の主訴	虐待種
5歳 知的障害	実母「育てられない、施設入所希望」 無認可の保育所、知人などに長期間預けたままになる	ネグレクト
5歳 知的障害 聴覚障害	実母 精神的に追い詰められる「育児の限界、一時保護を希望」 借金抱え、本児を夜間保育所に預け就労	ネグレクト
5歳 身体障害	実母(精神疾患)「子どもへの暴力止められない 一時保護を希望」	身体
5歳 発達障害	実母「子どもは多動で育てにくい 手を挙げてしまう」	身体
5歳 発達障害	実母(精神障害)「体調不良 イライラして育てられないため 児相での一時保護希望」	身体
5歳 知的障害	実父 「子どもを施設に預けたい」	身体
10歳 知的障害	実母(精神障害) しつけの効果が薄く育児の意欲がなくなる 本児の問題行動や排泄の失敗続きストレス	身体・ネグレクト
10歳 知的障害	実母 「本児の言動に対応しきれない」	身体
10歳 知的障害	実母 「本児の問題行動に、面倒みられない」	身体
10歳 知的障害	保育所利用を勧められたが、保育所が対応に苦慮	ネグレクト
14歳 知的障害	継父 「障害のことを相談したい」	身体

なかかわり方が不足する中で虐待が起きている。

子ども期の言語環境や集団生活の経験の有無が、その後の教育の場への適応や、ひいては社会参加の態勢を規定することにもなるという点で障害をもつ子どもの健康面、発達面へのフォローは緊急性がある。養育者の育児不安や養育困難が子どもの不利の増幅・軽減につながることから社会的支援の必要性が高いと言える。合わせて、生活条件や生活環境の悪化が障害の重度化や固定化を招くというリスクを視野に入れた、支援のあり方が課題となるのではないだろうか。

(3) 養育者の障害

養育者の障害が虐待とどのように関係しているのか。この点に関しても先行研究が少なく、これまで実証的に論じることが難しかったと考えられる。知的障害を有している養育者の育児困難や虐待のリスクに言及することが、障害者の結婚や出産・育児に対する誤解や偏見を招くことにも注意が必要である。

養育者の障害に関しては、たとえば、身体障害を有する女性の妊娠・出産をサポートする医療機関などの情報も提供されるようになり、出産後の育児をめぐる社会的支援や公的支援の内容なども広がりを見せている⁽⁷⁾。身体障害をもつ女性が母親になること、それ自体が話題になっていた時代から、今日では、妊娠期から育児期を通しての医療や福祉の連携が問われるようになった。もちろん、その過程においても、支援の不足、差別や偏見、医療機関の限定など、問題は山積しているが、身体障害を有している人の育児をどのように援助していくことが可能かという視点からの議論

(7) 小山内美智子『車いすからウィンクー脳性まひのママがつづる愛と性』ネスコ、1988年。小泉浩子・佐々木彩ほか座談会「女性と介助—からだのこと、子育てとの両立、人とのつながり」杉田俊介・瀬山紀子・渡邊琢編『障害者介助の現場から考える生活と労働—ささやかな「介助者学」のこころみ』明石書店 2013年。原田華代『ねえねえ、ママの生き方どう思う?』文芸社 2011年。

も展開されている。

それに対して、知的障害を持つ父親、母親が、地域の中で子どもを育てるということに関しては、これまで、研究上においてあまり注目されてこなかった。実践にかかわる場面で、そうした事例も報告されながら、養育者の知的障害に由来すると思われる困難や不利については言及されず、育児機能や家事能力の不備を指摘されることが多かったのではないだろうか。その理由として、一つには、養育者の知的障害が想定されておらず、知的障害者が親になることは社会的に認知されていなかったと考えられる。二つ目には、知的障害をもつ父親、母親に対して、その親世代が育児や家事を全面的に支えることや、知的障害者施設の職員が同様にサポートするなど、個人的な問題として対応されていたことがあるのではないだろうか。また、知的障害をもつ養育者の多くが軽度の知的障害であり、地域の中で、「障害者として」生活していた経過がないことや支援の対象ではなかったことも関係してくる。社会への不適応や、育児をめぐる具体的な困りごとが発生して始めて、母親、父親の知的理解力、生活スキル、書字、社会性などにおける弱さに目が向けられ、知的障害の疑いや、それまでの福祉サービスとの繋がりが探られることになる。

本調査の全事例において、知的障害、発達障害、その他の障害をもっている養育者は29.4%（精神障害を除く）、精神病・神経症、アルコール・薬物依存、人格障害など、何らかのメンタルヘルスを有する養育者が39.5%と、非常に高率であった。性的虐待では4例全ての養育者に知的障害がみられた。ただし、性的虐待の場合は、虐待の加害者が知的障害者ではなく、その配偶者による虐待である。

子どもに障害のある56事例中、親が知的障害を持っている事例は21に上り（図表8）、子どもと親の双方に障害があることが、育児を困難にしていることも窺えた。特に、ネグレクト28例中、養育者に知的障害があるのは10例であり、養育者自身の生活スキル、生活管理の力が弱いことに加え、育児・家事を援助する親族・知人の不在を推し量ることができる。そして、家計管理の困難と家庭の衛生面、環境面の著しい乱れ、家賃滞納、借金、公共料金滞納、自己破産、ギャンブル等が虐待と並行して起きている。

母親の学歴を見ると、中学校の特殊学級卒もしくは、高等養護学校卒であるが、学卒後は障害者福祉の制度やサービスを利用した形跡がみられない。就労期間、結婚生活を通して、障害を有していることに伴う困難がどこにあったのかは不明であり、むしろ、障害を持っていない者として振る舞うことを余儀なくされ、周囲に援助を求めることを抑制してきたことが推察される。とりわけ、定位家族を離れ、家事や家計管理の主体者となることにより、困難なことが増え、それが育児を開始する段階で増幅していることが明らかである。本調査においては、虐待相談としての受理以降に、関係機関と養育者との関わりが開始し、その途上で知的障害の疑いが生じ、また、父親・母親の学歴に特殊学級や養護学校という記録があることから、障害判定を受けていることが明らかになった例が多い。

ネグレクトの事例が多いがその実態は、生活スキルの著しい未熟さによるものや、子どもの衛生面や栄養に関する知識が不足していることに由来しているのである。さらには、ネグレクトが常態化することによって、そうした状況への養育者自身の「適応」、他者の介入を避けようとする言動、混乱したやりとりなどがそれに続いている。母親が知的障害を有していることは、子どもの学校関

係者などにも気づかれながら、母親の育児に対する支援はなされず、その中で、子どもの知的障害も顕在化していくという経過が見られた。

図表 8 知的障害をもつ養育者の事例

年齢	虐待種 主たる虐待者	養育者の状況	虐待発見前後の様子	子どもの状態
5	ネグレクト・身体 実母	実母～知的障害 精神障害	本児の入院⇒退院をしぶる	知的障害 発達障害
5	ネグレクト 実母	実母～知的障害疑	部屋散乱不衛生／動物多数飼育 火事のおそれ	発達障害 知的障害 きょうだいも
5	ネグレクト 実母	実母～知的障害	欠食 子どものみの生活	発達障害 非行
10	ネグレクト 実母	実母～知的障害	住民よりの通報 家計管理困難／負債／生活困難	言葉の遅れ 歩行の遅れ 不登校 知的障害
14	ネグレクト 実母	実母～知的障害疑	要保護状態～一時保護 実母と学校間のトラブル⇒不登校	知的障害 きょうだいも
14	ネグレクト 実父・実母	実母～知的障害	不衛生／給食費など滞納／地域で孤立	知的障害 きょうだいも
14	ネグレクト 実父・実母	実母～知的障害	多子	知的障害
15	ネグレクト 実母	実母～知的障害 パニック障害	知人よりの通報 ごみ散乱 家計管理不可／負債	知的障害
14	ネグレクト 実父・実母	実母～知的障害	衛生面の問題 欠食のため通行人への無心	知的障害 きょうだいも
10	ネグレクト・身体・心理 実父	実母～知的障害	警察からの通報～要保護状態	虐待による頭部打撲 知的障害
10	性虐待 継父	実母～知的障害 実母・継父～ 精神障害	実母からの通報	知的障害
14	性虐待 継父	実母～知的障害 精神疾患	本児が友人に相談し、通報に至る ／実母は監護能力に欠けるとい診断	知的障害
14	性虐待 継父	実母～知的障害	継父のDV／虐待をきょうだいの学校が通報／実父の身体的虐待もあり	知的障害
15	性虐待 実父	実母～知的障害 アルコール依存	離婚後の父親宅での虐待	知的障害 不登校
5	身体 実母	実母～知的障害 精神障害	保健師からの通報／実母子どもの障害受容できず、しつけを厳しくする	知的障害
5	身体 実母	実母～知的障害 祖母～知的障害	祖母からの通報	言葉の遅れ 知的障害 きょうだいも
5	身体 実母・実父	実母～知的障害	多子	知的障害 きょうだいも
10	身体 継父	実母～知的障害	施設からの引き取り希望	知的障害
10	身体・ネグレクト 実父	実母～知的障害 実父～知的障害	身辺処理の失敗に激高 異臭／欠食	知的障害 言葉の遅れ いじめ
14	身体・心理 継父	実母～知的障害	継父 本児の障害理解不足	知的障害
15	心理・ネグレクト 実母	実母～知的障害 精神障害	実父DV 実母女性援助センター／ 子ども3人障害児施設 子ども2人 養護学校へ	病弱 知的障害 きょうだいも

おわりに

近年、「子どもの貧困」に関する実証的なデータが様々なところで取り上げられ、日本の子どもの貧困は深刻な事態であることが明らかにされている⁽⁸⁾。これまでどちらかという、今の子どもは物質的に恵まれた環境の中で、愛情をもって念入りに育てられ、親世代よりも豊かな暮らしを享受していると認識されていた。しかし、長引く不況と雇用の悪化、格差の広がりを背景に、子ども期の経済的不利は見過ごせない問題となっている。

経済的困窮を抱えながらも、家族が仲睦まじく助け合いながら子どもを育て、子どもも親の背中を見ながらたくましく成長していくという「絵」を私たちは現実の中で描けるだろうか。貧困は傷病を招き、傷病は家族関係に揺らぎを与え、家族関係の不安定さは子育てに向かうエネルギーを奪っていく。社会福祉の「公式」は、本調査で分析した虐待事例に当てはまり、いわば不利の集中は、社会構造的な問題であることが「証明」された。虐待者の意識や育児態度の問題として虐待を捉えるだけではなく、育児という営みを担う上での生活基盤のもろさ、家族関係の脆弱さを追究することの必要性はここにある。

今日、障害児のケア、療育・教育の体制は整備されてきたと評価されるが、種々の制度やサービスは、家族が取捨選択し、手続きをしなければ子どもに届かない仕組みである。地域の療育センターの活用を照会されたり、集団生活を体験するための通所を奨められても、養育者が動かなければ事態は進展しない。とりわけ、就学前は義務教育と異なり、子どもが療育の場に繋がらないことが直ちに問題視されるわけではない。その間に障害への対応が遅れ、一方で養育者はしつけやケアの面でのストレスを高め、子どもの養育環境に不利が重なっていく。

医療・訓練・教育などの、いわゆる現場の支援スタッフは、比較的早い段階で家族の脆弱性や育児能力の弱さに気づきながらも、その知見は子どもと家族の支援に活かされているとは言い難い。各領域の専門家は、養育者の事情を懸念しながらも、家族の問題に立ち入ることは抑制されがちであり、障害児の親役割を遂行できない養育者は、子どもにとって有用な社会資源の場からも疎外されることになる。

発達に何らかの遅れが見られる子ども、障害を持つ子どもに対して、今日、早期に適切な生活環境や個別支援を提供することの効果が検証される中で、複合的な困難とそれゆえの脆弱性をもった家族の元で生を受けた子どもは、そのスタート時点からの不利を負うことになる。また、障害を持つ子ども自身が、こうした要因を自ら排除し、生活を安定化させることは難しい。児童虐待が養育者の生活全般を覆う悪条件、あるいは、生活歴に由来する不利でもあるという視角に基づいて、不利の集中を余儀なくされている家族の生活支援、育児支援を具体化することが課題であると考えている。

(ふじわら・りさ 北星学園大学短期大学部教授)

参考文献

- 日本家族心理学会編『発達障害と家族支援』金子書房 2011年
日本発達心理学会編『発達と支援』新曜社 2012年

(8) 厚生労働省「平成22年度国民生活基礎調査の概況」2011年。